

## 令和4年度決算に基づく健全化判断比率等について（概要）

総務部財務課  
令和5年9月

- 「健全化判断比率」は、いずれも早期健全化基準を下回り、適正な水準である。
- 「実質公債費比率」は、比率の増加要因となる分子の元利償還金が増加し、普通交付税の減少等により分母は減少したため、前年度から0.5ポイント増加して9.9%となった。
- 「将来負担比率」は、地方債残高・債務負担行為額が減少し、将来負担額を充当可能財源等が上回っており、7年連続で比率なしとなった。
- 「資金不足比率」について、平成23年度以降、資金不足が生じた公営企業はない。

### ○健全化判断比率

比 率	本市	早期健全化 基 準	財政再生 基 準	説 明
<b>実質赤字比率【フロー指標】</b> 一般会計等を対象とした実質赤字の 標準財政規模に対する比率  $\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$	- 黒字のため 比率なし (▲13.15%)	12.65%	20.00%	<b>○実質収支額</b> 一般会計 22.3億円の黒字  ※標準財政規模（R4年度） 169.8億円  標準財政規模とは、税収や普通地方交付税 など各自治体に共通した標準的な収入のこ とで、自治体が通常水準の行政サービスを提供 するうえで必要な一般財源の目安となる数値 です。
<b>連結実質赤字比率【フロー指標】</b> 全会計を対象とした実質赤字の標準 財政規模に対する比率  $\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$	- 黒字のため 比率なし (▲22.27%)	17.65%	30.00%	<b>○実質収支額</b> 全会計 37.8億円の黒字  ・主なもの 一般会計 22.3億円 水道事業会計 3.3億円 病院事業会計 3.9億円
<b>実質公債費比率【フロー指標】</b> 一般会計等が負担する元利償還金及び 準元利償還金の標準財政規模に対する比 率（3か年平均）  $\frac{\{\text{地方債の元利・準元利償還金} \\ - (\text{特定財源} + \text{交付税措置})\}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税措置}}$	<b>9.9%</b>  ※参考 R3年度決算 <b>9.4%</b>	25.0%	35.0%	<b>○単年度比率の推移</b> R2年度：9.6% R3年度：9.4% R4年度：10.9%

・実質赤字比率と連結赤字比率は、（ ）内に実質黒字額の比率をマイナス（▲）で表示しています。

比 率	本市	早期健全化 基 準	財政再生 基 準	説 明
<b>将来負担比率【ストック指標】</b> 一般会計等が将来負担すべき実質的な 負債（公営企業債等繰出見込額を含む。） の標準財政規模に対する比率  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <math display="block">\frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税措置}}</math> </div>	-  充当可能財 源等が将来 負担額を上 回るため 比率なし (▲36.0%)  ※参考 R3年度決算 -	350.0%		<b>○将来負担額の内容</b>  <u>市債</u> 一般会計 310.3億円 公営企業 64.8億円  <u>退職手当</u> 40.6億円

・将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回るため、（ ）内に上回る額の比率をマイナス（▲）で表示しています。

#### ○資金不足比率

比 率	本市	経営健全化 基 準	財政再生 基 準	説 明
<b>資金不足比率【フロー指標】</b> 公営企業ごとの資金の不足額の事業 規模に対する比率				全ての公営企業会計におい て、資金不足は生じていま せん。
水道事業会計	- (▲80.7%)	20.0%		
病院事業会計	- (▲12.2%)	20.0%		
下水道事業会計	- (▲25.3%)	20.0%		
農業集落排水事業特別会計	- (▲20.7%)	20.0%		

・資金不足比率は、（ ）内に資金剰余額（黒字額）の比率をマイナス（▲）で表示しています。

## 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について（詳細）

### ◎過去3年間の推移

（単位：％）

健全化判断比率				資金不足比率			
指標名	R4決算	R3決算	R2決算	会計名	R4決算	R3決算	R2決算
実質赤字比率	-	-	-	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	-	-	-	病院事業会計	-	-	-
実質公債費比率	9.9	9.4	9.5	下水道事業会計	-	-	-
将来負担比率	-	-	-	農業集落排水事業特別会計	-	-	-

### ◎早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準との比較

（単位：％）

健全化判断比率				資金不足比率			
指標名	R4決算	R3決算	R2決算	会計名	R4決算	R3決算	R2決算
実質赤字比率	-	-	-	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	-	-	-	病院事業会計	-	-	-
実質公債費比率	9.9	9.4	9.5	下水道事業会計	-	-	-
将来負担比率	-	-	-	農業集落排水事業特別会計	-	-	-

### ◎令和4年度決算における各指標について

#### 1 健全化判断比率

##### ① 実質赤字比率

一般会計等における実質収支額は、2,234,199千円の黒字であり、実質赤字は生じていない。

##### ② 連結実質赤字比率

全会計における連結実質収支額は、3,783,267千円の黒字であり、連結実質赤字は生じていない。

（単位：千円）

会計名	実質収支額	資金剰余額	計
一般会計等	2,234,199		2,234,199
国民健康保険事業特別会計	168,667		168,667
介護保険事業特別会計	429,355		429,355
後期高齢者医療特別会計	22,975		22,975
水道事業会計		330,782	330,782
病院事業会計		394,855	394,855
下水道事業会計		170,709	170,709
農業集落排水事業会計		31,725	31,725
合計	2,855,196	928,071	3,783,267

### ③ 実質公債費比率

算式の分子については、一般会計における元利償還金の増加等により、157,669千円増加した。

算式の分母については、標準税収入額は増加したが、普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額等の減少により、444,176千円減少した。

このため、実質公債費比率は単年度比率で10.9%（前年度比+1.5ポイント）、3か年平均で9.9%（同+0.5ポイント）となった。

※参考：令和元年度の単年度比率9.3%

（単位：%、千円）

R2 単年度	9.6	①算式の分子	1,299,267	①分子の増減分析【R3⇒R4 +157,669千円】 ・一般会計における元利償還金 +125,606千円 (以下分子から控除されるもの) ・災害復旧費等に係る基準財政需要額 ▲156,282千円
		②算式の分母	13,509,789	
R3 単年度	9.4	①算式の分子	1,322,189	
		②算式の分母	14,073,513	
R4 単年度	10.9	①算式の分子	1,479,858	②分母の増減分析【R3⇒R4 ▲444,176千円】 ・標準税収入額 +377,133千円 ・普通交付税 ▲503,531千円 ・臨時財政対策債 ▲524,250千円 (以下分母から控除されるもの) ・災害復旧費等に係る基準財政需要額 ▲156,282千円
		②算式の分母	13,629,337	
R4 3か年平均	9.9			

### ④ 将来負担比率

算式の分母については、標準財政規模及び交付税算入公債費の減少により444,176千円の減少となった。

算式の分子については、地方債現在高の減少等により将来負担額が2,346,225千円減少し、基金の増加等により充当可能財源等が16,855千円増加した。

その結果、充当可能財源等が将来負担額を上回り、分子が負数となったため、将来負担比率は比率なしとなった。

（単位：%、千円）

年度	比率	①算式の分子	=	( 将来負担額 - 充当可能財源等 )	①分子の増減分析【R3⇒R4 ▲2,346,225千円】 将来負担額 ▲2,346,225千円 ・地方債現在高(一般会計)▲1,369,423千円 ・公営企業債等繰入見込額 ▲989,406千円 充当可能財源等 +79,100千円 ・充当可能基金 +943,498千円 (財政調整基金 ▲386,053千円、減債基金 +1,201,408千円、退職手当基金 +103千円、ふるさと応援基金 +128,889千円、国民健康保険事業特別会計財政調整基金 ▲59,959千円、介護給付費準備基金 +183,819千円) ・基準財政需要額算入見込額 ▲971,598千円 (下水道費▲232,135千円、公債費▲646,088千円)
		②算式の分母			
R2	-	▲1,105,512	( 46,741,143 - 47,846,655 )		
		13,509,789	( 17,024,464 - 3,514,675 )		
R3	-	▲2,553,326	( 43,919,125 - 46,472,451 )		
		14,073,513	( 17,631,866 - 3,558,353 )		
R4	-	▲4,916,406	( 41,572,900 - 46,489,306 )		
		13,629,337	( 16,981,218 - 3,351,881 )		

## 2 資金不足比率

全会計とも、資金不足額は生じていない。

### 【法適用事業】

単位：千円

会計名	流動負債	流動資産	解消可能資金不足額	資金剰余(不足)額
水道事業会計	324,323	431,254	-	330,782
病院事業会計	1,094,782	1,133,387	-	394,855
下水道事業会計	416,150	232,657	-	170,709

### 【法非適用事業】

単位：千円

会計名	歳出額	歳入額	解消可能資金不足額	資金剰余(不足)額
農業集落排水事業特別会計	701,994	733,719	-	31,725

※解消可能資金不足額とは、病院事業など事業の性質上、構造的に資金不足が生じる事由がある公営企業については、健全化法における比率の算定の際に、資金の不足額から将来解消が見込まれる額を控除するものである。

また、資金不足比率が生じた場合には、地方債において制限がかかる。

#### 【地方財政法上】

- ・届出の制限（協議不要対象団体であっても、資金不足額が生じた公営企業については、協議をしなければならない。）
- ・（営業収益－受託工事収益）×0.1以上：資金不足等解消計画の策定が必要。

#### 【健全化法上】

- ・資金不足比率が20%以上：経営健全化計画の策定が必要。